

窓口	戸籍住民課（1階）		054-287-8611
⑥	転入届の提出 ※住み始めてから14日以内に戸籍住民課に転入届を提出してください(住み始める前では受付できません)。	【届出人】 本人（15歳以上）または新住所の世帯主もしくは同一世帯員 法定代理人（成年後見人、親権者（異動する人が15歳未満の場合）等） 任意代理人（委任者本人が記入した委任状をお持ちの方）	
		【持ち物】 ☐ 転出証明書（マイナンバーカードまたは住基カードによる転出届出をした方はそのカード） ☐ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等） ☐ 外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書 ☐ 委任状（任意代理人が届出する場合、委任者本人が記入したもの） ☐ 成年被後見人の登記事項証明書（法定代理人が届出する場合、その資格がわかるもの） ※国外からの転入については、別途必要なものがありますので戸籍住民課までお問合せください。	
	マイナンバーカードについて ※国外転出者向けマイナンバーカード含む	・マイナンバーカードの住所変更は、カード交付時に設定した4桁の暗証番号が必要です（顔認証マイナンバーカードを除く）。また署名用電子証明書を引き続き使用する場合（カード交付時に6桁以上の暗証番号を設定された方）は、原則本人による手続きが必要です。 ※下記の場合、マイナンバーカードが失効します。 ●転出予定日から30日を経過または転入した日から14日を経過してから転入届出をした場合 ●転入届出日から90日以内にカードの住所変更手続きをしなかった場合 ・前住所地でマイナンバーカードを申請中の方は、当市にて再度申請が必要となります。 ・国外から転入した方など、特に速やかな交付が必要となる方について、通常より早い期間（最短1週間）でマイナンバーカードの発行ができます。詳しくはお問合せください。	
	公立小・中学校に転校する場合	戸籍住民課で「転学通知書」を交付しますので、指定された学校で、できるだけその日のうちに転校の手続きをしてください（前の学校で発行された在学証明書などの書類は、転学通知書とともに転入校に提出してください）。 問合せ先【教育委員会事務局 児童生徒支援課 054-354-2377】	
⑬	「国立・県立・私立」の小・中学校に転校する場合	戸籍住民課で「区域外就学届」をお渡ししますので、就学の承諾を証する書面（入学承諾書・在学証明書・学生証等）のコピーとともに、教育委員会事務局 児童生徒支援課あて郵送してください。 区域外就学の問合せ先【教育委員会事務局 児童生徒支援課 054-354-2377】	
	パスポートの住所に変更がある場合	所持人記入欄、緊急連絡先(パスポート最終ページ)に記載の住所はご自分で訂正してください。 ※顔写真掲載ページの内容に変更がある場合は、旅券窓口での手続きが必要です。 問合せ先【旅券窓口 054-287-8667】	
家庭ごみの出し方や収集日については収集業務課（静岡庁舎 新館 13 階 054-221-1365）へお問合せください。			

窓口	障害者支援課（1階） 1/2	
⑮	身体障害者手帳を持っている人が転入した場合	【届出人】 本人・家族・親族 【持ち物】 ☐ 身体障害者手帳 ☐ マイナンバーカードまたは通知カード 問合せ先【支援係 054-202-5818】
	療育手帳を持っている人が転入した場合	【届出人】 本人・家族・親族 【持ち物】 ☐ 療育手帳 問合せ先【支援係 054-202-5818】
	精神障害者保健福祉手帳を持っている人が転入した場合	【届出人】 本人・家族・親族 【持ち物】 ☐ 前居住地で交付された精神障害者保健福祉手帳 ☐ マイナンバーカード又は通知カード ☐ 顔写真（横3cm×縦4cm）1枚 問合せ先【給付係 054-287-8690】

窓口	障害者支援課（1階）2/2	
⑮	自立支援医療（精神通院/更生医療）を受給している人が転入した場合	【届出人】 本人・家族・親族 【持ち物】 ☐前居住地で交付された自立支援医療受給者証 ☐生活保護世帯の方は、生活保護受給世帯の証明書 ☐マイナンバーカードまたは資格確認書（国民健康保険・後期高齢者医療被保険者の場合は加入者全員分が必要です。社会保険・健康保険の場合は本人分のみですが、被扶養者の場合は被保険者分も必要です。） ※市・県民税（所得・課税）証明書が必要な場合があります。詳しくは、直接、お問合せください。 問合せ先【精神通院：給付係 054-287-8690】 【更生医療：支援係 054-202-5818】
	重度心身障害者医療費助成を受給している人が転入した場合	【届出人】 本人・家族・親族 【持ち物】 ☐本人名義の預金通帳（20歳未満の場合は、保護者名義のもの） ☐健康保険資格のわかるもの（資格確認書またはマイナンバーカード） ☐身体障害者手帳または療育手帳 ☐精神障害者保健福祉手帳 ☐転入前の自治体の重度心身障害者医療費助成制度の受給者証（ある方のみ） ☐世帯全員のマイナンバーカードまたは通知カード 問合せ先【支援係 054-202-5818】
	特別児童扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 を受給している人が 転入した場合	【届出人】 本人・家族・親族 【持ち物】 ☐受給者名義の預金通帳 ☐手当が振込されている預金通帳 ☐手当証書（特別児童扶養手当の受給者） ☐世帯全員のマイナンバーカードまたは通知カード 問合せ先【支援係 054-202-5818】
	障害福祉サービスを利用している人が転入した場合	【届出人】 利用者またはその依頼を受けた方 【持ち物】 ☐前居住地にて交付された障害支援区分認定証明書（区分認定されていた方のみ） ☐本人及び配偶者、同居家族（利用者が18歳未満の場合）の市民税・県民税課税（所得）証明書、またはマイナンバーがわかるもの 問合せ先【給付係 054-287-8690】
※ 障害の種類・程度により、別途必要なものもあります。		

窓口	保険年金課（2階）1/2	
⑳	転入者が国民健康保険に加入する場合または転入者が国民健康保険に加入している世帯の新たな世帯主になる場合	戸籍住民課での転入手続後に、国民健康保険の加入手続を行います。 国民健康保険に加入している世帯の世帯主が変わる場合は、世帯の加入者全員の「<u>国民健康保険証</u>」または「<u>R6.12.2以降に交付された資格確認書</u>」を持参してください。世帯主名を変更した「<u>資格確認書</u>」または「<u>資格情報のお知らせ</u>」を交付します。 【持ち物】 ☐本人確認書類（運転免許証、パスポート等） ☐国民健康保険の加入者の「マイナンバーカード」または「通知カード」（お持ちの方） ☐前住所地で市区町村の国民健康保険以外の保険に加入していた場合は「<u>保険の資格を喪失した証明書（脱退連絡票等）</u>」を持参してください。 ☐海外からの転入者は、「<u>旅券</u>」を持参してください。 ☐委任状（代理人の場合、本人が記載した委任状が必要になります。） 問合せ先【保険第1、第2係 054-287-8621】

窓口	保険年金課（2階）2/2	
②1	後期高齢者医療制度の加入者（75歳以上または一定の障害があると認定を受けた65歳以上75歳未満の方）が転入した場合	戸籍住民課での転入手続後に、後期高齢者医療制度の案内を受けてください。 「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を、新住所宛てに後日郵送します。 【持ち物】 □前住所地で発行した「負担区分証明書」 【持ち物】 □（お持ちの方のみ）前住所地の「後期高齢者医療被保険者証（または後期高齢者医療資格確認書）」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「特定疾病療養受療証」 問合せ先【後期高齢者医療制度担当 054-287-8612】
	転入後、国民年金に加入する場合	以前の住所地で離職に伴う国民年金加入手続をしてこなかった場合や、海外から帰国して国民年金に加入する場合は、戸籍住民課で転入手続後、保険年金課国民年金係（22番窓口）で年金加入手続を行います。 【持ち物】 □本人確認書類（運転免許証、パスポート等） □基礎年金番号通知書または年金手帳、もしくはマイナンバーのわかるもの □離職に伴う手続の場合は年金の資格を喪失した証明書（「健康保険等脱退連絡票」など） □海外からの転入者は、「パスポート」を持参してください。 ※在外任意加入により国民年金に加入していた方も、手続が必要です。 問合せ先【国民年金係 054-287-8624】
②2	【年金加入者】 国民年金の加入者（自営業者や学生などの第1号被保険者）が転入した場合	・マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方であれば、原則住所変更に関する届出は不要です。 ・マイナンバーと基礎年金番号の結びつきの状況については、年金事務所へお問合せください。 【静岡年金事務所：054-203-3707】 ・国民年金保険料の納付書は、全国の金融機関やコンビニ等で引き続き使用できます。 ・国民年金保険料に関することは下記のねんきんダイヤルへお問合せください。
	【年金受給者】 老齢年金、障害年金、遺族年金などの受給者が転入した場合	・マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方であれば、原則住所変更に関する届出は不要です。 ・マイナンバーと基礎年金番号の結びつきの状況については、年金事務所へお問合せください。 【静岡年金事務所：054-203-3707】
	60歳以上で、まだ年金を受給していない方が転入した場合	・共済年金や企業年金を受給されている方は、各機関にお問合せください。

窓口	駿河税務センター（2階）	054-287-8669
②3	転入された年以前の所得が記載された証明が必要な場合	各年1月1日にお住まいだった市町村で前年一年間分の所得を証明しますので、そちらにお問合せください。
	他市町村のナンバープレートが付いている原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車及びミニカーを静岡市で使用する場合	【持ち物】 □他市町村のナンバープレート □窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） □標識交付証明書 □旧所有者からの譲渡（販売）証明書（他市町村での(旧)の所有者と新所有者が違うとき）
	他市町村で廃車手続をしてきた原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車及びミニカーを静岡市で使用する場合	【持ち物】 □廃車証明書 □窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） □車体番号の石ずり（廃車証明書を紛失したとき） □旧所有者からの譲渡（販売）証明書（他市町村(旧)の所有者と新所有者が違うとき）
原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車及びミニカー以外の問合せについては下記にお願いします。 バイク（125cc超〜）と普通自動車 【静岡運輸支局検査登録担当 050-5540-2050】 軽三輪・軽四輪車（660ccまで） 【軽自動車検査協会静岡事務所 050-3816-1776】		

窓口	子育て支援課（2階）	
②4	児童手当の受給資格者 （子の親等）が転入した場合	【届出人】 子の親等（子の監護養育者） 【持ち物】 ☐ 監護養育者（両親のうち恒常的に所得の多い方）名義の普通預金通帳またはキャッシュカード ☐ 監護養育者名義の加入医療保険情報が分かるもの（コピー可） ☐ 監護養育者・配偶者の個人番号がわかる書類及び本人確認書類 ☐ 単身赴任等児童と市外別居の場合、児童の個人番号がわかる書類 ☐ 算定対象となる児童の兄姉（18歳以上22歳以下）の個人番号のわかる書類 ※代理人が届出をする場合、受給者が記載した委任状が必要になります。 （委任状の書式は静岡市HPからダウンロードできます。） ※上記のものがなくても申請はできますので、まずはご相談ください。 ※その他、児童だけが転入した場合は、子育て支援課へお問合せください。 問合せ先【給付係 054-287-8674】
	児童扶養手当受給者が転入した場合	【届出人】 受給者 【持ち物】 ☐ 受給者、児童、同居親族の個人番号がわかる書類及び本人確認書類 ☐ 受給者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード ※その他に必要な書類がある場合があります。 ※詳しくは、子育て支援課【給付係 054-202-5815】へお問合せください。
	子ども医療費助成制度の対象者である、0歳から18歳年度末までの子どもが転入した場合	【届出人】 子どもの保護者または家族 【持ち物】 ☐ 子どもの加入医療保険情報が分かるもの（コピー可） ◎郵送の場合は、「子どもの加入医療保険情報が分かるもののコピー」を忘れずに添付し、【子育て支援課 給付係】あて送付してください。申請書類の確認後、受給者証を郵送します。 （申請書は子育て支援課または保健福祉センターで配布しています。また市ホームページからダウンロードできます。） 問合せ先【給付係 054-287-8674】
	他市区町村でひとり親家庭等医療費助成を受けていた人が転入した場合	【届出人】 本人 【持ち物】 ☐ 本人・児童の加入医療保険情報が分かるもの（コピー可） ☐ 本人・児童・同居親族の個人番号がわかる書類及び本人確認書類 ☐ 本人名義の普通預金通帳またはキャッシュカード ※その他に必要な書類があります。 ※詳しくは、子育て支援課【給付係 054-202-5815】へお問合せください。
	妊婦または産後概ね56日以内の産婦が転入した場合	【届出人】 妊産婦本人 【持ち物】 ☐ 母子健康手帳 ☐ 転入前の市区町村で発行された受診票 ※静岡市の妊産婦健康診査受診票や新生児聴覚スクリーニング検査受診票、1か月児健康診査受診票への交換が必要になります（来所時の妊娠週数等により受診票を交付します。）。 なお、お近くの保健福祉センターでも交換できます。（P.6 参照） 問合せ先【054-202-5817】

窓口	高齢介護課（2階）		054-287-8679
②5	前市区町村で要介護認定を受けていた人、または申請中の人が転入した場合	戸籍住民課で転入手続きをした後、高齢介護課介護保険係(25番窓口)で認定申請手続きを行ってください。 【持ち物】 ☐ 戸籍住民課での転入届のコピー ☐ 前市区町村で交付された介護保険受給資格証明書（交付されている場合のみ）	

窓口 お客様サービス課（3階）		上下水道お客様サービスセンター 054-251-1132	
・水道・下水道の使用を始めるとき ・井戸水をご使用で公共下水道に排水して いる世帯に人数の変更があるとき		・電話または水道使用開始・中止等申し込みフォームからお申し込みください。 ・連絡先 【上下水道お客様サービスセンター電話 054-251-1132】 受付時間 月曜～金曜（祝日・12/29～1/3を除く）午前8時30分～午後7時 ※ただし3、4月は、土・日・祝日の午前8時30分～午後5時も受け付けます。 ・水道使用開始・中止等申し込みフォーム https://logoform.jp/form/79j2/448554 	
口座振替納付をご利用する場合		金融機関の窓口でお申し込みください。 【持ち物】 ☐ お客様番号の分かる「水道（下水道）使用水量等のお知らせ」等 ☐ 通帳 ☐ お届け印 静岡銀行、清水銀行、しずおか焼津信用金庫、静清信用金庫、ゆうちょ銀行、清水農業協同組合、静岡市農業協同組合からの口座振替をご希望の場合には、お客様サービス課窓口でお申し込みも可能です。 【持ち物】 ☐ 対象金融機関のキャッシュカード ☐ 顔写真付きの本人確認書類 ☐ 使用者・支払者以外の方が申し込む場合は委任状 ※詳細は、上記【上下水道お客様サービスセンター】にお問合せください。	

静岡庁舎

窓口 新館2階 固定資産税課		土地第2係 054-221-1546 家屋第2係 054-221-1547	
②6	「静岡市に土地・家屋を所有している人」が転入した場合	【持ち物】 ☐ 静岡市の固定資産税納税通知書 〔転入後に土地・家屋を取得した場合は、手続きの必要はありません。〕 ※電話連絡でも可能です。	
窓口 新館3階 静岡市まちづくり公社（市営住宅）		054-221-1253	
転入者が市営住宅に同居する場合		同居の承認基準がありますので静岡庁舎新館3階静岡市まちづくり公社で確認してください。 持参するものはそのときに説明します。	
窓口 新館13階 廃棄物対策課		浄化槽推進係 054-221-1264	
し尿くみ取りを新規に始める場合、または、し尿くみ取りをしている家庭で人数が増えた場合		【届出人】 本人または家族（電話でも可）	
窓口 新館15階 市民自治推進課		自治活動支援係 054-221-1265	
戦傷病者手帳を持っている人が 転入した場合		戦傷病者異動等届を提出 【持ち物】 ☐ 戦傷病者手帳 ☐ 転入したことが確認できる住民票の写し ☐ 他都道府県から転入の場合は写真2枚（たて4cm×よこ3cm） ☐ 届出者の本人確認書類	

窓口	新館 15 階 戸籍管理課 霊園・斎場係		054-221-1297
愛宕・沓谷・沼上・清水大平山霊園利用者 (名義人) が転入した場合	転入届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 必要書類をご説明し、市営墓地利用者住所変更届出書を送付いたします。		
	【持ち物】 ☐ 市営墓地利用者住所変更届出書 ☐ 新住民票 ☐ 市営墓地利用許可証 ※後日、提出または郵送していただけます。 ※清水大平山霊園ご利用の方は、清水区役所 4 階 地域総務課での手続きとなります。		
市営納骨堂利用者が転入した場合	届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 必要書類をご説明し、納骨堂利用者住所変更届出書を送付いたします。		
	【持ち物】 ☐ 納骨堂利用者住所変更届出書 ☐ 新住民票 ☐ 納骨堂利用許可証 ※後日、提出または郵送していただけます。		

庁 舎 外

窓口	各保健福祉センター	
妊婦または産後概ね 56 日以内の産婦が転 入した場合	【届出人】 妊産婦本人	
	【持ち物】 ☐ 母子健康手帳 ☐ 転入前の市区町村で発行された受診票 ※静岡市の妊産婦健康診査受診票や新生児聴覚スクリーニング検査受診票、1 か月児健康診 査受診票への交換が必要になります（来所時の妊娠週数等により受診票を交付します。）。 ※なお、区役所 2 階子育て支援課でも交換できます。（P.4 参照）	
	【葵区】 城東保健福祉センター 054-249-3180 東部保健福祉センター 054-261-3311 北部保健福祉センター 054-271-5131 藁科保健福祉センター 054-277-6712	
	【駿河区】 南部保健福祉センター 054-285-8111 大里保健福祉センター 054-288-1111 長田保健福祉センター 054-259-5112	
	【清水区】 清水保健福祉センター 054-348-7711 蒲原保健福祉センター 054-385-5670	

窓口	清水庁舎 9 階 子ども家庭課	母子保健係 054-354-2647
4 か月・10 か月児の健康診査について	・お子さんがまだ対象月齢（4 か月・10 か月）に達していない場合は、転入の 1 ～ 2 か月後に受診票を送 付しますので、それを持って医療機関で受診してください。 ・前市区町村で未受診の方で、すでに対象月齢に達しているまたは、1 か月以内に対象月齢に達する場 合は、転入日の翌日以降に子ども家庭課で発行します（母子健康手帳をご持参ください。）。 なお、区役所 2 階子育て支援課、またはお近くの保健福祉センターでも発行できます。	

窓口 動物愛護センター	
犬の飼い主が転入してきた場合 ※マイクロチップが装着された犬の場合は、事前にお電話等でお問い合わせください。	【届出人】 本人または家族 【持ち物】 ☐ 鑑札（交換します。）
（連絡先）動物愛護センター	
動物愛護第1係	静岡市葵区産女953番地（葵区・駿河区）054-278-6409
動物愛護第2係	静岡市清水区役所2階（清水区）054-354-2403
蒲原支所地域振興係	静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号（清水区蒲原）054-385-7730

窓口 市立図書館各館					
図書館資料を借りたい場合	【届出人】 本人 【持ち物】 ☐ 現住所、名前、生年月日が確認できる証明書（例：免許証、マイナンバーカードなど） ※電子申請サービスからも申請が可能です（証明書の画像の添付が必要です）				
〔図書館連絡先〕					
中央図書館	054-247-6711	北部図書館	054-653-1817	御幸町図書館	054-251-1868
麻機分館	054-248-5035	藁科図書館	054-278-4100	美和分館	054-296-6501
南部図書館	054-288-2151	清水中央図書館	054-354-1331	西奈図書館	054-265-2556
清水興津図書館	054-360-4311	長田図書館	054-259-7878	蒲原図書館	054-388-3456

窓口 保健所総務課 疾病対策係 1/2		054-249-3177
特定医療（指定難病）受給者が転入した場合	【届出人】 本人または家族 ※担当にお問合せのうえ、新たに申請してください。	
	【持ち物】 ☐ 前の住所地で交付された特定医療（指定難病）受給者証の写し ☐ 紙の健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書 または、マイナ保険証（マイナポータル画面の提示が必要です） 【注】 加入している健康保険の種類により、市町村民税課税証明書や家族の健康保険証等が必要になる場合があります。 【注】 マイナンバーが分かるもの、申請者の身元を確認できるものを窓口で提示していただきます。	
小児慢性特定疾病医療受給者が転入した場合	【届出人】 本人または家族 ※担当にお問合せのうえ、新たに申請してください。	
	【持ち物】 ☐ 前住所地発行の小児慢性特定疾病医療費医療受給者証の写し ☐ 紙の健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書 または、マイナ保険証（マイナポータル画面の提示が必要です） 【注】 加入している健康保険の種類により、市町村民税課税証明書が必要になる場合があります。 詳細は担当までお問合せください。 【注】 マイナンバーが分かるもの、申請者の身元を確認できるものを窓口で提示していただきます 【注】 医療機関が変わる場合は、条件がありますので担当までお問合せください。	

窓口	保健所総務課 疾病対策係 2/2		054-249-3177
自立支援医療(育成医療)受給者が 転入した場合	【届出人】 本人または家族 ※担当にお問合せのうえ、新たに申請してください。		
	【持ち物】 ☐ 医療機関変更がない場合は、前住所地発行の自立支援医療受給者証（育成医療）の写し ☐ 紙の健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書 または、マイナ保険証（マイナポータルの画面の提示が必要です） 【注】マイナンバーが分かるもの、申請者の身元を確認できるものを窓口で提示していただきます 【注】医療機関が変わる場合は、条件がありますので担当までお問合せください。		
自立支援医療(育成医療)受給者が 転入した場合	【届出人】 家族 ※担当にお問合せのうえ、新たに申請してください。		
	【持ち物】 ☐ 転入前に発行された医療券の原本または写し ☐ 紙の健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書 または、マイナ保険証（マイナポータルの画面の提示が必要です） 【注】マイナンバーが分かるもの、申請者の身元を確認できるものを窓口で提示していただきます。 【注】医療機関が変わる場合は、条件がありますので担当までお問合せください。		
被爆者健康手帳を持っている人が転入し た場合	【届出人】 本人または家族		
	【持ち物】 ☐ 被爆者手帳 ☐ 転入したことがわかる住民票の写し ☐ 被爆者が手当を受けている場合は手当証書 ☐ 本人の振込金融機関の口座番号のわかるもの		

窓口	感染症対策課 予防接種係	054-249-3173
7歳未満のお子様には、予防接種シール交付の案内を送付します。 接種対象年齢内で未接種のものがあれば、予防接種シール交付申請の手続きをしてください。 電子申請、来庁申請でお手続きができます。詳しくは、予防接種シール交付の案内をご覧ください。		